

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	階上町

階上町鳥獣被害防止計画

令和 8 年 2 月 5 日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 階上町産業振興課
所 在 地 青森県階上町大字道仏字天当平 1-87
電 話 番 号 0178 - 88 - 2946
F A X 番 号 0178 - 88 - 2117
メールアドレス sangyou@town.hashikami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	階上町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	－	－
カラス	－	－
ニホンザル	－	－
ニホンジカ	小麦	26千円
イノシシ	ながいも、小麦、大根	51千円
アライグマ	－	－
ハクビシン	－	－
合計	－	77千円

(2) 被害の傾向

- ①ツキノワグマ
近年は、農林業被害は確認されていないが、自家消費用の農作物被害が発生している。また、町内各地域で目撃情報があり、人的被害や農林業被害の発生が懸念される。
- ②カラス
過去に畜舎内の配合飼料が被害を受けているため、今後、農林業被害の発生が懸念される。
- ③ニホンザル
現在のところ、農林業被害は確認されていないが、町内各地域で目撃情報がある。また民家周辺での目撃情報があり、今後、農林業被害の発生が懸念される。
- ④ニホンジカ
町内で農業被害が発生しており、目撃情報も増加傾向にあることから、今後、農林業被害の増加が懸念される。
- ⑤イノシシ
町内で農業被害が発生しているほか、目撃情報も急増しており、10頭を超える群れも確認されている。今後、農林業被害の増加が懸念される。
- ⑥アライグマ
現在のところ、農林業被害は確認されていないが、令和6年度に目撃情報があるため、今後、当町でも農林業被害の発生が懸念される。

⑦ハクビシン

現在のところ、農作物等の被害や目撃情報は無いが、近隣自治体において農業被害が確認されており、今後、当町でも農林業被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)
ツキノワグマ	-	-	-	-
カラス	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-
ニホンジカ	26	26.0	18	18.0
イノシシ	51	37.8	35	26.0
アライグマ	-	-	-	-
ハクビシン	-	-	-	-
合計	77	63.8	53	44.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル 目撃及び被害情報があった場合は、必要に応じて警察、実施隊及び町内関係部局と連携し、注意喚起、現地調査、追払い、被害防止に係る助言及び銃器又はわなによる捕獲を実施している。 ○カラス 町で実施隊へ依頼し、銃器による捕獲を実施している。 ○アライグマ、ハクビシン 被害情報があった場合は、必要に応じて実施隊と連携し現地調査、追払い、被害防止に係る助言及びわなによる捕獲を実施している。 ○鳥獣全般 くくりわなや箱わなを導入し、	・捕獲従事者の高齢化や減少が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。 ・わな設置、見回り、捕獲等の負担が大きいため、ICT機器を導入するといった捕獲等の効率化が必要である。

	被害箇所への設置を実施しているほか、実施隊の担い手育成として狩猟免許の取得補助を実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置補助を実施し、農林業被害の軽減に努めている。	電気柵を設置した際の維持管理に係る労力が課題となっている。
生育環境管理その他の取組	放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処分など、有害鳥獣を誘引しないよう農業者や町民に対する普及活動を実施している。	耕作放棄地の増加及び農家の高齢化により、緩衝帯設置等の対策が困難になっている。

(5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲は階上町鳥獣被害対策実施隊と連携し、わな又は銃器による捕獲を実施する。
- ・関係機関と連携し、被害情報の把握に努め、今後の被害防止施策に活かす。
- ・鳥獣被害防止に関する研修会へ積極的に参加し、知識の向上や情報の収集を図る。
- ・捕獲や鳥獣のモニタリング活動の効率化を図るため、長距離無線式捕獲パトロールシステムや通信機能付きセンサーカメラ等のICT機器の導入を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・町が組織した鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲活動及び農林業被害を受けた農家等から依頼を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が行う有害鳥獣の捕獲活動に、町は関係機関と連携して指導・助言を行う。
- ・狩猟免許の所持者であって、狩猟者登録を行っている鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、指名する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わなやライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用し大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ	・現地調査による情報の収集 ・研修会の参加による技術情報の収集

	イノシシ アライグマ ハクビシン	
--	------------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																																			
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき適正な捕獲を実施していく。 ①ツキノワグマ 目撃情報が増加傾向にあり、住宅地での目撃情報も確認されているため、農林業被害及び人的被害が懸念される個体を捕獲対象とし、必要最小数の捕獲を行う。 ②カラス 飛来個体数の増加を防ぐため、これまでと同様に80羽を捕獲する。 ③ニホンザル 被害状況に応じて、必要最小数の捕獲を行う。 ④ニホンジカ 目撃情報や農林業被害が増加傾向にあり、交通事故等も発生しているため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。 ⑤イノシシ 目撃情報や農林業被害が増加傾向にあり、交通事故等も発生しているため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。 ⑥アライグマ 特定外来生物であることから、農林業被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。 ⑦ハクビシン 外来生物であることから、農林業被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。 (過去の捕獲実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ツキノワグマ</td><td>-</td><td>-</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>カラス</td><td>24羽</td><td>63羽</td><td>20羽</td></tr> <tr> <td>ニホンザル</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ニホンジカ</td><td>15頭</td><td>6頭</td><td>22頭</td></tr> <tr> <td>イノシシ</td><td>-</td><td>15頭</td><td>2頭</td></tr> <tr> <td>アライグマ</td><td>-</td><td>-</td><td>2頭</td></tr> <tr> <td>ハクビシン</td><td>1頭</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>				対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度	ツキノワグマ	-	-	1頭	カラス	24羽	63羽	20羽	ニホンザル	-	-	-	ニホンジカ	15頭	6頭	22頭	イノシシ	-	15頭	2頭	アライグマ	-	-	2頭	ハクビシン	1頭	-	-
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																
ツキノワグマ	-	-	1頭																																
カラス	24羽	63羽	20羽																																
ニホンザル	-	-	-																																
ニホンジカ	15頭	6頭	22頭																																
イノシシ	-	15頭	2頭																																
アライグマ	-	-	2頭																																
ハクビシン	1頭	-	-																																

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	80羽	80羽	80羽
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
①ツキノワグマ 農林業被害状況及び住宅地等への出没状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は、箱わなや銃器により必要最小数を捕獲する。 ②カラス 被害の発生する農作物等の生育期から収穫期（５月から10月頃）に、被害のある畑、畜舎付近で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。 ③ニホンザル 被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器（ライフル銃を除く）により必要最小数を捕獲する。 ④ニホンジカ・イノシシ 出没が確認された周辺地域でわなや銃器で捕獲する。（通年） ⑤アライグマ・ハクビシン 出没が確認された場合には、わなにより可能な限り捕獲する。（通年）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
階上町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	電気柵設置（町単 独事業の鳥獣被害 防止電気柵設置事 業補助金を活用）	電気柵設置（町単 独事業の鳥獣被害 防止電気柵設置事 業補助金を活用）	電気柵設置（町単 独事業の鳥獣被害 防止電気柵設置事 業補助金を活用）

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	実施隊が農業者に 対し、漏電防止の ための刈払い等管 理に関する指導、 助言を実施	実施隊が農業者に 対し、漏電防止の ための刈払い等管 理に関する指導、 助言を実施	実施隊が農業者に 対し、漏電防止の ための刈払い等管 理に関する指導、 助言を実施

5. 生育環境管理その他被害防止に関する取組

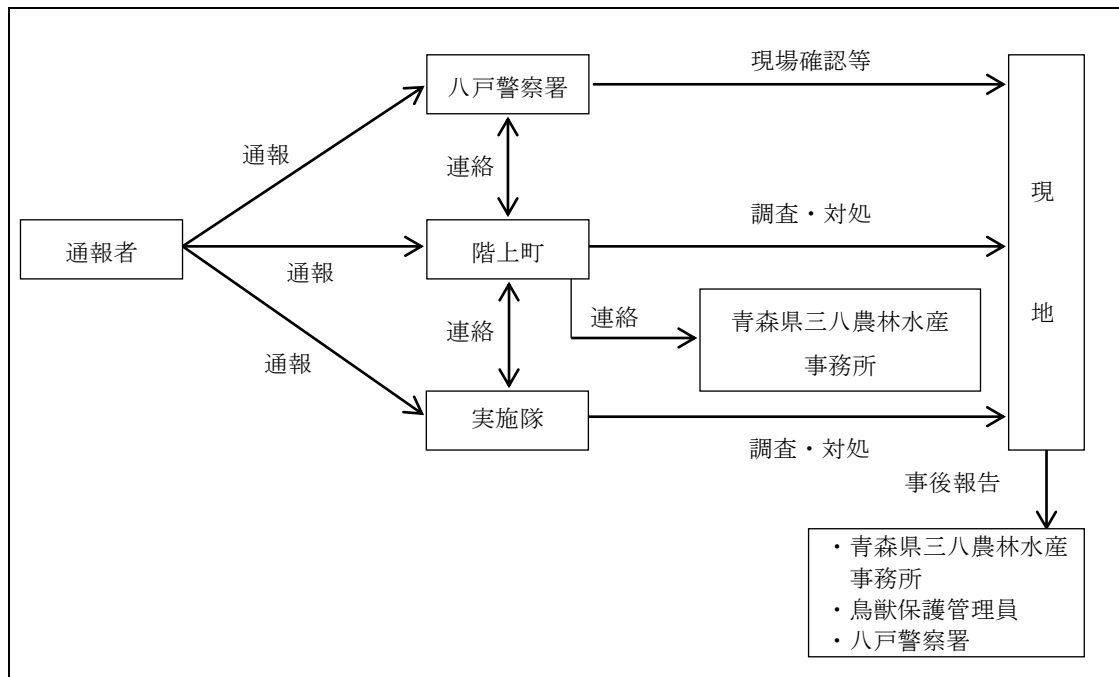
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	効果的な追い払い方法、緩衝帯の設置方法、作物残渣や放任果樹の除去などの被害軽減及び防止方法について、関係機関と連携するほか、被害農家に対して助言・指導する。 農家が自衛のために自ら設置する電気柵の導入経費に対し補助を行い、自己防衛意識の向上を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
階上町産業振興課	各関係機関との連絡・調整、現地調査、町民への注意喚起
階上町鳥獣被害対策実施隊 ((一社) 青森県猟友会八戸支部、 (一社) 新自由狩猟クラブ、農家)	現地調査、鳥獣の捕獲等
八戸警察署	現場確認等、銃器等の取扱い指導・助言等
青森県三八農林水産事務所 (農業普及振興室、林業振興課)	状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、階上町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である階上町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	階上町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
階上町	・協議会内の連絡、調整 ・被害情報の収集、把握
青森県三八農林水産事務所 (農業普及振興室、林業振興課)	・捕獲に係る専門的指導、助言
階上町鳥獣被害対策実施隊	・対象鳥獣の捕獲等の実施
八戸警察署	・銃器等の取扱いに係る指導、助言
八戸農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集、提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
八戸市森林組合	・林業被害に関する情報収集、提供
三八地方森林組合	・林業被害に関する情報収集、提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

階上町鳥獣被害対策実施隊の設置(令和5年12月27日)
・実施隊員は、町職員、認定鳥獣捕獲等事業者、町内農家等より選出し構成する。
・実施隊隊員17名(令和7年10月1日時点)

階上町鳥獣被害対策実施隊の活動内容
・被害防止計画に取り組むため、関係機関と連携を密にする。

- ・住民への啓発や防除方法の指導を行う。
- ・対象鳥獣の捕獲及び追い払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

実施隊員を増員するとともに、研修会に積極的に参加し被害防止対策に関する知識・技術を向上させることで、被害防止施策の実施体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や必要な対策を講じる。